

米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（平成29年度第1回）

日時 平成29年10月16日（火） 午後2時から
場所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 西村 正男 奥田 正雄 岩浅 美智子 小林 玉青
事務局 菅原総務部長 入札契約課 木下次長 石田係長 吹野主幹
工事所管課 水道局 整備課 施設課 建築住宅課
維持管理課 土木課 環境事業課
議題 (1) 平成28年度下半期の発注状況について
(2) 入札及び契約の運用状況について（H28.10.1～H29.3.31契約分）
(3) その他

議事内容

〔午後2時開始〕

菅原総務部長開会あいさつ

事務局

ここで、事務局の紹介をさせていただきます。（自己紹介）

本日の審議会は、審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員様の出席をいただいておりますので成立していることをご報告いたします。このあとは、議題に移りますので進行につきましては松原会長にお願いいたしますのでよろしくお願い致します。

松原会長

皆さんこんにちは。松原でございます。委員の皆様には本当にお忙しい中、入札・契約審議会にご参集いただきましてありがとうございます。また、米子市の皆様におかれましても、業務の中お時間を頂戴しましてありがとうございます。今日は衆議院選挙の期日前投票ということで、いつになく本庁舎のあわただしさを感じたところでございます。本日の入札・契約審議会は今年度の第1回ということなのですが、わたくしは今日は鳥取の方から参りましたけれども、鳥取の入札もいくつかの問題を抱えております。大型の建設工事がいくつも動いております。県立中央病院、鳥取市役所庁舎あるいはいくつかの高等学校がありまして、なかなか順調に入札が進んでいない。特に大型工事についてはそのような懸念が常に伴っている状況でございます。今日は、議題の中で1社入札の問題でありますとか、くじ引きについても用意されています。平成28年度下半期発注状況の中から委員の皆様が抽出されています。これから2時間程度をめどに審議を進めてまいりたいと思います。委員の皆様には思われることをご発言いただければと思います。

お手元の議題（1）、（2）とございますので、順番に進めてまいります。議題（1）平成28年度下半期の発注状況について、ご説明をよろしく申し上げます。

事務局

それでは平成28年度下半期の発注状況について説明させていただきます。お手元の資料の1ページ目でございます。平成28年度下半期建設工事契約状況発注工種別ということで、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに契約を行いました案件を載せております。まず1ページ目、工事の関係でございますが、公募型指名競争入札を電気通信工事、土木一式工事の2工種で行いました。発注件数2件でございます。

契約金額が3億7,286万3,520円平均落札率が94.6%でございました。続きまして工事希望型指名競争入札でございます。ほ装工事等10工種で発注工事101件、契約金額の合計が17億3,906万2,440円、平均落札率が93.2%でございました。

事務局

工事に係る入札合計が件数103件、契約金額21億1,192万5,960円、平均落札率が93.2%でございました。続いて下のほうに移りまして工事の随意契約でございますが、ほ装工事等11工種、43件発注しております。契約金額が1億5,135万6,160円、平均落札率が92.8%です。公募型、希望型、随意契約を合わせますと、件数146件、契約金額22億6,328万2,120円、平均落札率が93.1%でございます。

続いて2ページ目でございます。こちらが工事に係る委託関係でございます。まず、一般競争入札を1件発注しております。業種は建設コンサルタントで契約金額638万2,800円、落札率75.7%です。通常型指名競争入札が建設コンサルタント、建築士、測量、その他の業種で47件発注がございました。契約金額2億2,899万240円、平均落札率が93.3%でございます。入札分を合わせますと発注件数が48件、契約金額2億3,537万3,040円、平均落札率が92.9%でございます。随意契約につきましては、建設コンサルタント、建築士、測量、その他の業種で発注件数15件発注しております。契約金額1,575万2,124円、平均落札率96.0%でございます。一般競争入札、通常型、随意契約を合わせますと、発注件数が63件、契約金額2億5,112万5,164円、平均落札率93.7%でございます。

続きまして3ページですが、こちらは工事の入札について発注件数、契約金額、落札率について過去10年で整理しております。平成19年度から平成28年度の上半期、下半期で数字を載せております。4ページですが3ページの表に対応した発注件数についてのグラフを載せております。5ページですが3ページの表に対応した契約金額についてのグラフを載せております。6ページですが3ページの表に対応した平均落札率についてのグラフを載せております。平成19年度と平成20年度を比較すると約2%上がっていますが、要因として最低制限価格制度の適用が考えられますので注釈を入れております。また、平成23年度の平均落札率の上がった要因として、最低制限価格のラインの見直しが考えられましたので注釈を入れております。

はぐっていただきまして7ページ目が工事の随意契約についてでございます。記載内容は、工事の入札と同じで、平成19年度から平成28年度の上半期、下半期で数字を載せております。8ページ目に発注件数、9ページ目に契約金額、上半期、下半期の数字を棒グラフで載せております。10ページ目が平均落札率のグラフでございます。随意契約は、当初から最低制限価格等の制度は適用しておりませんので、落札率の増減についての考察の注釈は入っておりません。はぐっていただきまして11ページ目からが委託の入札に関するものでございます。こちら平成19年度から平成28年度の上半期、下半期で数字を載せております。12ページが発注件数、13ページが契約金額、上半期、下半期の数字を棒グラフで載せております。14ページが平均落札率でございます。平成20年と平成21年を比較すると約10%上がっておりますが、要因として平成20年10月から最低制限価格の適用していることが考えられますので注釈を入れております。続いて15ページ目からが委託の随意契約分でございます。こちらはすべての発注件数、契約金額等をさかのぼって把握することができないため、上半期、下半期ではなく以前からお示ししている数字を使っております。16ページ目に発注件数、17ページ目に契約金額、18ページ目に平均落札率を掲載しております。平均落札率の平成21年度から平成22年度の数字に誤りがありましたので訂正しております。19ページ、20ページ、21ページが本日皆さんから抽出していただきました案件でございます。

松原会長 今までのところで、委員の皆さま何かありますか。

竹下委員 過去10年間に限定したのは、合併してからということでの整理ですか。審議会は平成16年から実施されておりますが。

事務局 そういった理由ではなく、今後審議いただく資料として一つの区切りとして、過去10年のデータを整理したものです。

竹下委員 私が言っているのは、平成16年から19年までは、平均落札率が下がっているわけです。これ見てください。だから、過去10年でやったというのは、意図的に上がる率が低いからと思って。ちょっとデータを見てください。平成16年の出発したときはずっと低かった。なぜなら、最低価格の業者からの、こういったことかわかりませんが、これが国も含めてずっと上がってきているんです。だから、平成16年度は75%位です。西村先生そうですね。それが段々上がってきたから、最低制限価格の実施とともに落札率が上がってきているという裏付けになっているわけです。

- 事務局 ご承知いただいていると思いますが、もともと低入札価格制度を運用していました。平成20年度から最低制限価格の運用を始めてから現在まで続けています。制度の変更としては、平成19年度が低入札価格制度、平成20年度から最低制限価格制度の適用として、過去10年で整理してもお分かりいただけたらという事です。何かを意図して行ったということはありません。平成19年度は低入札価格制度、平成20年度からは最低制限価格制度を適用して落札率の上昇してきたという説明ができると考えたので10年で整理しました。平成16年度から整理すべきということでしたら、今回は整理します。ただ、いつかの段階では、何年分を整理するという形の整理が必要と思っております。細かいグラフではわかりづらいと思いますので。
- 竹下委員 それは用紙の問題であって、A3でやればずっといくので懸念をする必要は無い。出そうと思えばそういった形がある。推移というものはどうなっているか目視が出来るようにしてほしいと考えています。そういう風に私は思っています。ほかの委員さんはわかりませんが。
- 松原会長 数字の羅列よりもグラフ化、見える化というのは非常に重要なことです。トレンドが見えてくるんです。そういった意味では期間を10年にこだわらずに、もう少し長期間の表示することで一つのトレンドが見えてくることがよくあるところです。その他ありませんか。特によろしいですか。
- 竹下委員 すいません。よろしいですか。事前に抽出前に送られてきた7ページのところのナンバー58の金額が記載漏れで、抽出の折に違っているのではないかと指摘をしたら、後日、訂正分が送られてきた経緯があるので、数字については確認をして誤りの無いような形を出して欲しい。いいですか。何で追加で訂正分が来たのか根拠が薄弱。言ってみれば、入札契約課のミスによってそういう記載がでたところが一行もなく。何か突然金額が違ってますという形で追加が来ているので、甚だ遺憾だと考えている。これについてどうですか。
- 事務局 おしゃる通りです。申し訳ありませんでした。
- 松原会長 よろしいでしょうか。次の案件をよろしくお願いします。
- 事務局 次にくじ引きの発生状況についてご説明します。平成28年度下半期は、ほ装工事、機械器具設置工事、建築一式（一般）、土木一式（維持補修）、土木一式（一般）、防水工事を合わせて20件のくじ引きが発生しております。全体が103件です。約2割程度がくじ引きとなっております。次に、平成28年度下半期の辞退者一覧について説明をします。辞退理由としては、多くが技術者を配置できなくなった、他の工事を受注したために技術者を配置できなくなったとなっています。一部、業者さんの都合による辞退がございますがこれは確認不足によるものです。
- 松原会長 今の説明は、くじ引きの発生状況と辞退者一覧についてですね。続いて1社入札の取扱についての説明をお願いします。
- 事務局 1社入札の取扱について事務局の考え方の説明をします。以前から竹下委員から1社入札について取扱いを検討すべきとのご意見をいただいています。平成28年度における1社入札の発生状況について表にまとめております。機械器具設置工事、建築C、電気工事、電気B、土木一式工事で合わせて34件発生しております。表の工種別平均落札率は、発注工種の1年間の平均を記載しています。これに比べて1社入札平均落札率は、全ての工種で高くなっています。ただ、最低制限価格での落札も4件ございました。また、辞退者が発生したことにより1社入札になった案件が9件ございました。機械器具設置工事、電気工事では、地域要件を設定していない発注で12件の1社入札が発生しております。全体の割合としては15%程度でした。全ての1社入札において競争性がなかったとは考えておりません。平成28年度全ての工事希望型指名競争入札の発注件数は204件、平均落札率92.5%です。1社入札の平均落札率は95.2%ですので高くなっていることがわかります。1社入札になった発注工事の契約金額は、平均で500万円程度です。米子市の発注工事の中では金額の小さい工事が1社入札になりやすいと考えられます。その要因としては、土木C・Dといった発注金額の小さい格付業者さんが配置技術者を確保できないことで申込が少ないといったことが考えられます。

事務局

参考で、東京都が試行されている1社入札の取扱を載せております。財務局発注案件で、建築工事3億5000万円以上、土木工事2億5000万円以上、設備工事4000万円以上の発注工事で、申込が1社の場合は入札を中止する。ただし、複数申込後に辞退等により1社入札になる場合は入札を行う。1社の申込により中止後の再発注した場合は、1社の申込でも入札を行うという運用がされているようです。

東京都は1社入札を中止されていますが、米子市としては1社入札を中止することは、発注工期等から考えてとても難しいと考えられます。かといって1社入札が良いということではなく、今後、制度の見直しをしていきたいと考えております。土木Dの平均入札参加者数は1.4社ですので入札を中止することは実務的にも難しいので、申込をたくさんしていただけるようなことを考えていきたいと考えています。地域要件が無い発注工種でも1社入札が発生しているということは、受注意欲があっても参加することができないこともあると考えられますので、特に地域要件を付している発注工種について、多くの申込をいただけるようにしていきたいと考えております。以上です。

松原会長

くじ引きの発生状況、辞退者一覧、1社入札の取扱について、みなさんいかがでしょうか。今日何か確定するということではありませんのでご意見を。

竹下委員

ずっと一貫して1社入札の問題点を指摘してきたんです。今回もデータを精査いたしますと、施設課の場合は19件のうち7件が1社入札なんです。土木に関しては26件中6件、23%。施設課は36.8%、これが1社入札。これは出ていません。私の集計です。特にその中でも、2社当初あってその内の1社が辞退をして結果的に1社になる形もあります。最初から1社しか応札がない形がたくさんある。しかも希望型という形なんですよね。だから、先ほど事務局から東京都の事例が出されましたけども、結局よくよく考えてみると、開札が終了するまではという形になっているので、開札日前日までに辞退の申し込みが無ければ、開札するという形ですよね。そのまま。だから、逆に言うと、辞退が発生することを防ぐためには、辞退は前日までと締め切らないと開札をしたときに結果的に1社しか無かったという形になると思うんです。だから、開札後という形じゃなくて、辞退の申し込みは前日という形にしないと、結果的に開けてみたら1社しか無かったということを許容することになるんじゃないか。例えば規程の中において、指名の場合ですね、競争入札の。規程集の中で見ていただくとわかるんですが、そこの中で開札などというところで、2項目に、入札書到達後において入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができます。ということは、開札が済んでから辞めますということじゃないかと思うんですがそこらへん説明をしてください。

辞退するというのは、開札日の前の日までに申し込みがないと受け付けない。そうすると、開札日には1社しか無いという形になるわけですね。意味わかります。そうすると1社入札でそれは開かれる。そうすると1社入札を制限掛けても、申込は数合わせにやって、当日辞退をする、結果的に1社しか残らない、こういう事態が発生するんじゃないですか。だから、辞退は前日までという形に一定の整理をする必要があるだろうと思うんです。そうすれば1社入札は無くなる。ただし、応札がゼロという形もありうる話ですよね。そういう厳しくなるととてもじゃないがやってられないという形もあるかもわかりません。だけど1社入札を改善するためにはそういう規程の整理をやらないと、再度言うようすが無くならないと考えているわけです。これは私の考えですけども、委員のみなさんどうのご意見を思われるかということですよ。

事務局

まず、工事希望型指名競争入札のお話をさせていただきます。これは誰が申し込みをしているかがわからない制度です。仮に委員のみなさん6名が入札に申し込むことができるとする中で、落札できると考えられる金額を郵便で送る制度です。なので本当に競争性があったか確認はできません。実際に入札に参加することができる方が、検討の結果申し込みをしなかったのか、検討をしなかったのかということはわからないんですが、競争性があるかどうかというのは申込をされる業者さんが、提示することのできる一番低い金額で入札することを前提にしています。この辺りは、おわかりいただいていると思いますが、申込が1社なので競争性がないと考えていただくのか、実際申込をされなかった業者さんが検討されることも一つの競争性だと考えることができると事務局は考えています。

事務局

それと、辞退の申し出は前日までと言われる部分に関しては、1日に複数件の入札を行う場合に、同じ配置技術者での申し込みを良しとしておりますので、当日の辞退をしていただかなければ、郵送で送られた入札書を開けることになり、落札されることがあります。その代り配置する技術者がおられない、そうすると指名停止ということになりえます。複数の申し込みを可としている段階で、前日までじゃないと辞退は受け付けないというのは難しいです。米子市の方にたくさんの業者さんが登録をされていて、いくらでも申し込みをしていただける状態ですと、他市のように1日に入札参加を1件しかできないというような運用をされているところもあるようだけれども、米子市では、そのような運用はしていません。実際の辞退は、当日直前でも良しにしておかないと札を開けることによって不利益が起こることがあります。1本前の入札を落札されて技術者さんがいないのに、次の入札書の封筒を開けてしまうとその後辞めてしまわれることになります。1本目の入札が落札できると2本目、3本目は辞退するという申し込みもあります。そのように業者さんの方で選択されています。そのため、金額の大きなものから順番に入札を行っている状態がありますので、当日の辞退を認めています。

竹下委員

ほかの委員さんはどうでしょうか。

松原会長

そのほかいかがでしょうか。

松原会長

複数の入札を行っていて、金額の高いものから順番にして。落札後に後の入札を辞退するといった事例は結構あるんじゃないか。

事務局

結構ございます。例えば、同じ工種で同じランクで4本同じ日にあれば、どれか1本でも取りたいという気持ちで複数の参加の申し込みをいただきます。それを先程委員が言われましたように、前日までしか辞退は認めないということになりますと、全部の工事を違う技術者さんで申し込みをしないと実質受け付けができない、申し込みができないということもございます。技術者さんをたくさん抱えていらっしゃる業者さんばかりではありませんので、なかなかそういったしほりを付けた場合には申し込み自体が、先ほど竹下委員もおっしゃいましたけれども、申し込みが無くて参加が無くて不調になるケースが増えると思います。今でも小さい工事については、土木のC級、D級の工事になりますと、下請けに入る工事もあるし、持っている工事もあるということでもなかなか参加がいただけないケースもあり、不調になって再発注をするケースがございます。おそらくそういった形にすれば、より不調という形になる件数も増えてまいりますし、米子市の工事自体がなかなか進まないというようなことも考えられるというふうに思っております。

松原会長

いかがでしょうか。米子市固有の事情もあろうかと思いますが、一方で1社入札という問題もあります。東京都は、1社の場合はもう1回やるということもあるわけです。

竹下委員

ちょっといいですか。もっともなご意見にはなるんですが、逆に言うと、全国的に東京都だけではなくて、1社入札の是非が各自治体においても検討されているんですよね。私は逆に言うと、1位と2位という予備軍を作っておいて、辞退をしたら2位が繰り上がるという方法だっただけで対応できるんじゃないかと考えているわけです。そうしたら安易な辞退は出なくて、入札が成立をするんじゃないかな、そういうのも一つの方策ではないかな。今の事務局の話聞いたら、1社入札っていうのは絶対なくならないという風に思います。だから何の改善にもならないという風に私は考えています。これだけ業者がいてですよ。それが問題があるんだったら地域割りを撤廃すべきだ。その行政区において受注をして生業を立てている人たちが、本当にその自治体において市民の立場になれば、もちろん利益も必要ですけど、工事は請けるという前提がないと成り立たないと考えています。私がやろうとするならそういった方策でもやらないと、この1社入札は改善できないと考えています。

松原会長

ありがとうございました。前の開札で落札した場合に次を辞退するということで、安易にペナルティーということになると先ほどの話になるわけですよね。竹下委員の提案だとそこを少し緩和してはどうかということです。これはいろんな考え方があろうかと思います。また事務局で検討していただければと思います。特に今日最終のところまでいかなくてもと思います。

事務局 1 社入札が良いということではなく、問題提起をいただいているので。そういった状況を無くすために、どうするのかということを考えていきたいと考えております。報告できるものができましたら、皆さんにご報告したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

松原会長 落札が進まないことには工事が進まないわけですのでそれもわかります。

松原会長 事務局の方から何かご説明がありますか。それでは、抽出案件についてどうぞ。

竹下委員 毎回言っているんですが、工事費内訳書の手書きの問題が依然として改善されずに特定の業者が続いている実態がある。なぜ手書きをするのか意味が分からない。おそらく内訳書についてはすべて算定をして出てくる。手書きでいちいち品目ごとにしてはないと思う。一つ言っているのは、手書きというのは特例もあるかと思う。手書きで落札をしている業者もあると思うが、手書きというのは数合わせにさっと書いてると憶測せざるを得ないと思う。株式会社とあろうものが手書きで平然と出してくる。

問題点としては工事費内訳書の金額が手書きがダメというのが無いから、印字をしようとして手書きをしようとする自由なことなんですけど、手書きというのは不正を疑われると感じて毎回この手書きの問題を厳しく言っている。ところが改善されない。事務局の回答も限定しておりませんので手書きもやむなしという形。この辺毎回手書きの問題が出てくるんです。しかもほぼ特定業者。私も業者の実態はわかりませんけど、筆跡が違う手書き書がある。印字についても活字体が違う形もしてます。ハンコは同一のハンコが押してあるわけですね、会社の。入札に参加しようというのは内々で検討して最終的にこの金額でいくという形で、個人ではなくてそこは決定して応札されていると思うんですよね。それなのにまだ手書きで出てる。しかも県外者も手書きで平然と出している。

ということであれば手書きは一切認めないという制限を付けるべきだ。そういう疑いを持たれること自体を排除する方策が必要ではないかと考えてます。調べましたら、No.1 2、1 3、2 1、2 3、3 3、5 5、7 5これだけあるわけです。一番悪質なのはA社というところは、ほぼ手書きです。中には1件印字で出ているところもある。印字で出るならなんで全部出さないのか。こちらを委員さんがどう思うか。入札契約課はそれを良しとして踏襲しているわけですから、入札契約課に聞いたところで改善できない。委員会の方としてそれをどう判断するのかということ判断せざるを得ないのではないかと思います。以上です。

岩浅委員 私もA社を注目しておりまして、竹下委員と違う視点なんですけど、例えばNo.1 2。これはA社が落札しておられますけど、工事費内訳書は手書きでございます。それからNo.1 3。これもA社が落札しておられますけど、これも手書きの内訳書になっています。それからNo.2 1。これもA社が落札されてましてこれも手書きでございます。それからNo.2 7。これもA社が落札されてましてこれも手書きでございます。そして、No.3 3は落札はB社になっていますけど、工事費内訳書は先ほど委員がおっしゃったように手書きではございません。印字したものになっている。印字できるならなんで全部そうしないのかという疑問があります。

奥田委員 工事価格についてはみんな同じような金額が上がってくるんですけど、たぶんコンピューターで出されるんですけど、手書きになるとどうやって出されるのかなど。コンピューターみたいなものを見ながらでないと、みなさんが統一するような価格にはなりにくいということなのかなと。

事務局 おそらく積算はコンピューターとかを使ってしておられると思いますが、工事費内訳書にこういった項目で上げてくださというの、うちの方から示しているのもです。それがコンピューターの方から打ち出されるものではないです。うちの方からこういったものを上げてくださという書式を示していますので、そこに書き写されている形でご提出をいただいているのではないかと思います。うちの方がPDFでの提供しかしていませんので、たぶん印字の所は打ち直したりして作っておられると思いますが、PDFを打ち出して転記をする方が業者さんとしても手間がかからないということで、そういった形になっているのではないかと思います。

奥田委員 管理しにくいんじゃないかと思いますが。

事務局 PDFで出しているということは、それに書けということで理解されているのではないかと考えていますので、エクセルの表で出すようにすれば逆に業者さんはエクセルの表に打ち込んで出さないといけないなと思われると思いますので。ただ、そこだけで計算されているわけではありませんので、PDFに手書きされようがエクセルで表に打ち込まれようがそこでの計算でないのは間違いありません。他の計算シートなりでされたものを転記されていることには間違いありませんので。この内訳書の中で計算されるということは全くないと思います。

どちらでも対応できることだとは思いますが、うちがエクセルを出せばきちんと打っていただけたらと思います。

奥田委員 これを出されるときに、誰が書いたとかというのは…。よく手書きだと字がちょっと違いがあるので、その辺の管理が誰でもできるものなのか。

事務局 会社の方でこれを書かれる方が決まっているかということまではうちではわかりませんので、先ほど委員さんも言われましたが、最終的に会社で計算されたものを代表者の印をついていただいて入札書に添付されているものですので、それが会社として出される数字ということです。数字の筆跡がその時によって違う場合も、従業員さんが複数おられることもあると思いますので、そのところまでうちの方で把握、管理することは難しいと思います。

竹下委員 PDFでも安いソフトでそれに直接打ち込むことができるんです。本来そういう形で、公文書ですから、体制に合った形で応札するというのが。何が問題があるかというところ、あらぬ疑いをかけられたくないという形が必要ということなんです。改ざんしようと思ったら手書きなんていうのはいくらでもできる。たくさんあるならわかるけど、特定の業者だけなんです。一度事務局で見てください。特に施設課のA社、B社、C社、D社、E社。こういうところなんです。手書きをやっているのは。平成16年から委員をやっていますが、当初は手書きがたくさんありました。それは小さな業者はパソコンを買う資金が無いという形で手書きで出しておられた。ところが今の業者はみんな算定はソフトで出ている。印字もゴシックであったり普通体であったり、同一会社も。そこまでは問いませんが、見た感じでは一つの会社が出す応札についての統一した形でやらなきゃいけない。入札契約課にまとめたのも各課が発注するんではよくないという形で入札契約課を作って対応しているんです。そういうことで手書きについては無くしてほしいという希望を出しています。

松原会長 その他いかがでしょうか。
電子書体というんですかね、パソコンで処理したものに規定して特段の問題はございますか。

事務局 無いと思いますが、印字じゃないかということまで言うかどうかというのはあるかと思っていますので、エクセルの書式を出させていただいて、業者さんの方がどういうふうに使われるのかというところで。それでもしていたださらなければ、何でもなんだとおっしゃられると、米子市役所の中、住民が申請されるのに手書きの申請を受け付けるわけですね。手書きがダメだと真正面からお伝えするのはちょっと難しいのかなと思いますので、取りあえずエクセルのシートを出させていただいて、業者さんの判断にお任せできないかなと。手書きは絶対ダメだというのは、市役所の仕事の中では、手書きで申請を受けますので、業者さんも登録の中で手書きの書類というのがあります。その書類を見させてもらって登録をしている業者さんに仕事を出させてもらってるので、その辺から言うと手書きの書類は全部ダメだというのはなかなか言えないと思いますので、これに関してはエクセルの書式を出させていただいて、業者さんの判断に委ねさせていただいて、こちらが考えてる通りになればそれを使って印字していただけるんじゃないかと思っていますので。手書きの書類は全部不可だというのはなかなか言い切れないのかなと思いますので。

奥田委員 電子申請というのはやられていないんですか。

事務局 本市ではできていない。他県では全県下で一緒にされているようなこともあるようですが、できていないです。

- 竹下委員 PDFでなくてエクセルの用紙で出すということですよ。大きな会社であるにもかかわらずそんなものを持っていないということが信じられないと私は思います。会社の品格にもかかわると思います。本題からそれるようですが、手書きというのはそういう意味も含んでるので手書きでの応札は改善すべき。そういう点でいけばエクセルで出してもらおうと出来ますので、無くなると思います。
- 松原会長 委員の皆さんが抽出された中でこれはというのがありますか。
- 岩浅委員 先ほどもA社のことに触れて、それで注目するところが先ほどの件と別のことで、なぜこういうふうになるのかなと知りたと思って。12番、13番、21番、27番の4件。注目したところは落札率でして、すべてこの4件はA社が落札しておられる。奇妙にも88.0%、87.9%、88.0%、88.0%で2番目は87.9%で88ではありませんが、0.1しか変わらないのでほぼ88%という思いですけど。これが会社の方が計算されて提出された工事費の金額との比率なわけですよ。でもなんかあまりに数字が並んでいると何でこうなるのかなと思うんですけど。
- 事務局 こちらの方ですけど、そのうちの12、21、27は共に88%ということですが、それぞれ最低制限価格のラインを狙っておられるというところです。例えば12番ですとこの金額が最低制限価格ピッタリの金額です。27番もそうです。他も数千円の違いというところで、おそらく最低制限のあたりを応札しようと計算をされて、結果近いところで落札になられたというようなところだと思います。
- 岩浅委員 ということは、以前にも話ができましたけど算出のツールを使って上手に計算をされて落札を上手く4件取られたということですよ。わかりました。
- 松原会長 その他いかがでしょう。
- 竹下委員 30番なんですけど。非常にエコセンターにこだわるようなのでございますが、このプラットホームの出入口の自動ドアというのは、この会社の物を使わないといけないという前提なんですか。自動ドアなんか車が入ったら上がるということなんだと思うので、別にこの会社の物を使わなくたって競争で。しかもレールも取り換えるという状況になってるんですがいかがですか。
- 環境事業課 お答えします。4枚扉のセットが2つ。入口と出口なんですけど、扉が高さ4m、大きいトラックが出入りします。それが外側と内側それぞれ2枚が開くもので、そこをトラックが出入りします。平成14年にクリーンセンターが竣工しましてから小修繕は行っておりますが、今回扉自体の交換は初めてとなります。センサーが故障したりとか日々小修繕は行って速やかに対応はしております。扉全部を換えるとなると特殊品でもっと高くなるんですけど、レールと扉を換えるという全体の一部を交換したようなものになります。そうしますとナブコドアというところの製品なんですけど、ここの会社の製品の一部を交換するような形となりますので、メーカーでしか交換できないものでございます。
- 竹下委員 了解。
- 松原会長 その他いかがでしょう。
- 竹下委員 31番ですが、これはNo.1のごみクレーンのインバーターの交換とか灰クレーンケーブル。灰クレーンケーブルというのは図面をいただいているんですが、どこなのかよくわかりません。
- 環境事業課 ごみクレーンなんですけど、最初のNo.1というのはプラットホームからゴミを置いて焼却炉の方に持って行きますけど、それを掴むクレーンがUFOキャッチャーのような物ですけど、これが2つありまして、そのうちの1つでございます。この吊ってあるゴミを掴むためのバケットが上下しますのでこれが壊れてしまうと焼却できないというのが1つ。それからご質問いただいた灰クレーンケーブルというのでございますけど、ゴミですので燃やした後灰が出ます。焼却灰ですけど、これを搬出するためのクレーンでして、燃やすのに入れるためのクレーンと、出た灰をトラックに乗せてクリーンセンターから搬出しますのでそのためのクレーンということになります。

竹下委員 ごみピットではないということですよね。

環境事業課 ピットというのがごみの仮置き場なんですけど、そこから焼却炉にかき混ぜたりしながら運ぶためのものが2つありまして、そのうちの1つがNo.1ごみクレーンで、中にクレーンがあちらこちらにありますして、灰を搬出するものが今回直したもので灰クレーンでございます。ごみピットにはごみクレーンが2台。灰ピットにも灰クレーンが2台あります。よろしいでしょうか。

竹下委員 フローシートの中でそれが明記をされてないからどこにあるのかお尋ねをした状況です。了解しました。

竹下委員 水道局にお尋ねしたいんですが、水道局の実績でみますと失格や辞退が極めて少ないですよね。土木や施設課だとかに比べて少ないんですが、これについてコメントできますか。結果ですからということではちょっと。

水道局 先ほど入札契約課からもご説明がありましたけど、水道業者の方の技術者も大変不足しております。地元の中小の企業が大半でありますので、失格ということになりますと第1回目の入札で応札したと、で、2回、3回となると同じ技術者で失格となる場合があります。水道工事以外では時たま最低制限価格を下回って失格という場合がありますが、水道工事の場合は最低制限価格を下回っての入札というのはほぼありません。

竹下委員 ということは業者の方が逆に言うとは堅実な積算をしているということなんですかね。

水道局 そのように理解しております。平均的な数字を出しておりませんが、入札率がだいたい94、5%位をずっと何年間か続いておりますので、積算をきちんとしておられると判断しております。

松原会長 その他いかがでしょうか。

奥田委員 落札率なんですけど、だいたい9割位でいっているんですが、G4のところは73.3%でちょっと下がるんですが、これは何かあったんですかね。

事務局 「G」ですと業務の方の委託になります。委託の方は最低制限価格の方も、今、工事がだいたい90%程度なんですけど、委託については75から77位のところが多いです。そういったところで、すべてではないですけど落札率になる場合もございます。工事ですとこういった落札率ですと最低制限価格で失格となりますので、それは入札においてはいいわけなんですけど、業務の場合には業者さんの方が積算をされて出された結果で最低制限価格と予定価格の間で決まるわけなんですけど、この業務の場合は70数%だったということの結果だと思います。

奥田委員 最高金額15,700,000円ですよ。

事務局 委託の場合には、予定価格の事前公表がありませんので幅があるケースも見られます。

竹下委員 7番の最後のページなんですけど、工事費内訳書の話です。ここでF社が内訳書を出してきてるんですが、管路の補助と単独という形で同じ品目を分けて記載しているんですね。これは初めて私も見たんですが、これについては何か理由があるんでしょうか。これで何で受けられたのかなと。

事務局 うちの方で公表した内訳書の書式の部分では補助というのは分けていなかったんですけど、設計書の中身に対応するのがそれですので、設計書としてPDFで公表しているものについてはそれぞれ分けられているものをホームページ上に載せていました。それに純粋にそちらを優先にされた数字を転記されたということだと思います。中身的には間違いではございません。

- 竹下委員 ということは、誠実な積算をしていただいたという形ですね。右の方なんかグロスでやってその内容は私たちにはわからないんですけど。もう1つは管路と単独という意味がどういうことなのか。
- 整備課 これは工事において国の補助を受ける対象になる部分とすべて単独の市費でやりなさいという部分が同じ1件の工事の中で全部補助の工事もありますし、全部単独の工事もありますし、単独と補助が混合した工事もありますし。この場合は補助の対象となる部分と純粋な単独の部分と両方があったというだけのことでございます。
- 竹下委員 合算をすると右のG社のような形で出てくるという形ですね。
- 整備課 そうでございます。
- 竹下委員 原発の交付金と一緒にですね。単独の事業があつて、原発の交付金でそれにプラスしてやるということと一緒にですね。
- 事務局 市の方で付けてくださいということでPDFで出しているものは細かいところまでの内訳を求めているということで、他の事業所さんはまとめた金額で書いていただいているんですが、その前の段階の別れた部分での金額をそのまま内訳書に載せられたということだと思います。
- 竹下委員 この案件については手書きの内訳書が1件もないんですよ。
- 松原会長 これは私も関心があつたんですが、総合評価で入札価格だけではなくて、会社業務の品質あるいは業務体制、いろんなものが総合的に評価されている。頑張ろうとする、頑張っている会社に対してはいいシステムだろうと思う。特研工業というところが落札しているんですが、落札価格と評価点数の関係というのは、評価点数によってはもう少し高いところが落札するということもあるんだろうと思うんですけど。この件ではないんですが、そういうこともあるのかな、それもあつてもしかるべきかなと。G社が技術者重複により失格というのがあるんですが、これはどういうものなのでしょう。
- 事務局 これがですね、同日に入札を行っておりまして、こちらの方の入札前にG社が同じ技術者さんで申し込みをされている入札があつたということです。自動的な失格をさせていただきます。建設業法的に専任の技術者さんが要る場合にはそういった形を取らせていただいて、専任が無いような工事を複数お申し込みをされた場合には当日辞退の申し出をしていただく形で業者さんの方に不利益が生じないように取り扱っているところでございます。
- 西村委員 G62に一般競争入札というのがありまして、一般競争入札が一番公正公平な入札方式でありまして、ただめつたにないということで。結局応札者が2社。これが一般競争入札になった経緯や応札が少ないという事情を説明していただけたらと。
- 事務局 G62の裏の所ですけども、入札参加資格認定業者リストという所で、配置技術者という項目がございます。こちらの方に「技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）又は第1級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有すること」というような、こういった技術者の方が必要になります。ただこの部分に関して本市の登録につきましてはこういった所の把握をしていません。よって指名はできないと判断しました。公募でできないかという所に移るんですけど、公募でも本市の登録業者さんの中で2億5千万円位のデジタル無線の工事の監理をいただくということで、登録業者さんの中で公募をすることによっても担保できないのではないかなという懸念がありましたので、実際に設計の段階からずっと一般競争入札をさせていただいているものです。今回も一般競争入札でさせていただきまして、既に登録をいただいている業者さんだったんですけどこの2社さんで行ったということです。配置技術者さんの部分が確認できないということで一般競争入札を行ったということでございます。
- 竹下委員 抽出以外でもいいですか。抽出のもとになる一覧表なんですけど、No.63が希望型で1社で総合評価になっていますよね。この理由は何でしょうか。1社で総合評価をやるっていう意味が分からないんです。

- 事務局 「1社」というのが最初にきているのではなくて、この工事は2,500万円以上の
予定価格の土木工事ということで総合評価の対象ということで米子市では取り扱って
います。総合評価での工事として発注いたしました。その申し込みがありましたの
が結果的に1社だったということです。
- 竹下委員 そういう方式でやりますよ、という形で公表したところ結果的に1社しかいなかっ
た。総合評価でやるしかない。総合評価で落ちた場合は不成立ですか。
- 事務局 総合評価方式でありまして、予定価格が公表になっていますし、最低制限価格で
なく失格基準価格という言葉を使うんですが、計算式としては同じになります。です
から1社さんが申込みで、失格基準価格を仮に下回っていましたら、もうそれは失格
ということになりますのでその入札は不落札ということになりますが、予定価格と失
格基準価格の間に入っていれば、複数あれば採点で順位を付けて1番いい点数のと
ころが落札者となるんですが、1社様しか申し込みが無いということであれば、その
業者に決まるという形になります。
- 竹下委員 経過としては総合評価でということですね。
- 松原会長 そういう場合は一応総合的に判断される。結果的には1社ですからそこにいくわけ
ですけど。
- 事務局 総合評価と同じように計算して落札者として決定すると手続きはします。
- 竹下委員 なんで問題にしたかという、抽出のところで漏らしてまして、改めて1社入札を
ずっと拾って見たら、ここがヒットしたわけです。だから、発注書も抽出で求めてな
いので、何で1社で総合評価なのかと、その評価点数もわからないしという形で聞い
たんですけど。結果的には良かったんですか。
- 事務局 1社さんではあったんですけど、失格基準価格よりは上の価格で技術者さんも配置
していただくということで書類等も出していただいておりますので、比べて1位、2
位ということではないんですけど、こちらの方が求めています基準内ということで落
札決定させていただいております。
- 竹下委員 成績が悪くても1社だったらやむなくせざるを得ないということになるわけす
ね。
- 事務局 そうですね。
- 竹下委員 ここで1社問題が出てくるんですよ。
- 事務局 業者さんにとっては希望型もそうなんですけど、係長も申し上げましたが、ホーム
ページで公表されたとき、例えば先程の土木のA級の工事になるんですけど、A級の
会社がある中でどこが申し込むかということとはわからない状況で期限までに入札契約
課の方にファックスで参加の申し込みをいただいております。これは希望型でも総合
評価方式のものでも同じです。締め切りがありましてその後入札契約課の方から基準
の数以内であれば指名通知を送らせていただきます。業者さんは設計書の方もコピー
屋さんの方で購入していただくんですけど、そこに入札書を差し出すための黄色い封
筒が一緒についてきますので、その封筒に入札書と工事費内訳書を入れて郵送で市役
所の方に送られてくる。その入札書は入札日の前日に入札契約課の方に届くよう
になっています。火曜日が入札日になるんですが、入札の方は立ち合いをお願いして
いる業者さんが来られて、そこで初めて札を並べて何社が申し込んでおられる、どこ
が申し込んでおられるということがわかる。そこで開札して読み上げて決定をする。

事務局 最低制限価格未満で失格ですということもありますけど、その入札の場で公表します。入札が終わりましたらその執行表は窓口にすぐに出すようにしています。繰り返になりますが、業者さんの方はそこまでは何社申込みがあるのかということも含めて、どこが申込みをしているかということは全くわからない状態です。もちろん入札書を出される段階ではライバルがいるという前提で入札の金額を出されますので、そういったところから市の方では、結果的に1社ということはあるんですけど、業者さんとしては他の業者さんも参加申込みをしておられるという前提で計算をして入札書を出しておられると考えております。

竹下委員 結果的には一般入札と同じようになったということですね。

事務局 米子市の希望型というのは、指名競争入札という名前はついていますが、希望型ですので、業者さんに手を挙げていただくという形を取っていますので、それに近い簡易的な形を取っておりますので、そういう点から通常のこちらが業者さんを選んでいくということではありませんし、集まっていたいてその場で自分しかいないということで入札書を書いていただいているということでもありませんので、そういった点では先ほどの1社でも最低制限価格での応札というのも数件ありました。そういったところからも競争性というものはある程度担保されていると考えております。

同じように小林委員に抽出いただいております111番ですけども、これは随意契約となっているんですが、入札不調随契ということで、まず最初に入札を行った時に1社さんの申し込みで最低制限価格で失格をされています。これは1社でも競争性があるという事例としても取り扱えるのかなと思うんですけども、実際に1社で失格をされた。2回目の入札をした時に更にお申し込みをいただいたんですが、結果的に全社失格。結果的に8号の随意契約で、入札参加いただいたところで見積合わせをした結果、予定価格の4割程度での落札決定をになったというところがあります。竹下委員がおっしゃるような本当の競争性があるとこんな結果にもなるのかなと思うんですけど、適正な価格かと言われれば、こちらの方では納得しがたいところがありますが、制度上は落札決定に至ったということで4割程度のものになっているというようにもございます。

竹下委員 それはたまたまイレギュラーだ。だからあなたがそれを主張すべき時点ではない。それを下回っていたら不調なんだ。たまたまそれを超えてたというだけの話。だからイコールあなたの発言のような形にはならないということをやっときます。

松原会長 その他いかがでしょうか。

岩浅委員 最初にいただいた資料の水道局さんの方の落札率が100分の1の位まで出してあるのは何か理由があるんでしょうか。今日いただいた資料はもう切り上げてありまして、10分の1の位までになっていますけど。

事務局 お答えします。正確なお答えはありません。より細かい数字までを出すということで昔からこのようにさせていただいているということだけで、大義はありません。

岩浅委員 水道局さんは今までずっとこの形でやってこられた。たまたま私が今回気がついたという感じで、前に聞いたことがなかったなのでこの機会に聞かせていただきました。

小林委員 さっきの111番なんですけど、よくわからないのが、F社さんが最初不調になった時より2回目に入札されてる時が低い金額で入札されてて、更に契約決定になったところが低い金額を出されている。これってよくわからないんですけど、最初に不調になった時は失格だってことがわかっていらしゃるにもかかわらず、次にそれより低い価格で出してこられるというのはどういうことを見込んでされるんでしょう。

事務局 これはまず10月18日が1回目ですよね。それで11月15日が2回目で、F社は第1回目に失格されているってことです。それで2回目は上げられてるということです。

小林委員 わかりました。

事務局 余談なんですけど、これは駐車場のゲートの機械のメーカーとしてライバル会社さんが出ておられるということで、自社製品に換えたいというような思いもあって競争性があった結果だということになっております。

松原会長 そのほかいかがでしょうか。

竹下委員 用語の解説をお願いしたいんですが、発注業務というのはどういうことなんですか。

松原会長 どこかに記載されているんでしょうか。

竹下委員 抽出資料の17ページです。頭に発注業務一覧という形があります。

事務局 申し訳ありません。これは工事に対応する業務委託の業務でございます。Gというのが業務委託、工事に係る業務委託ということです。建設コンサルタント、測量、建築士といったところで分けている業務でございます。

竹下委員 ちょっとお尋ねしたのはなぜかと言うと、ここでは各課が発注をしているんですが、非常に失格や辞退が少ないんですよね。最初に送られてきた資料を見ると。

事務局 業務委託は、希望型指名競争入札ではありません。通常型指名競争入札ですので本市が指名権を行使しているということです。市が指名するとそれを断られるということをなかなかされないということだと思います。工事の場合は業者さんから最初に手を挙げられます。市はそれを審査し指名します。最初に意思表示をされているので辞退がしやすいのだと思われます。通常型指名競争入札は、市から指名をするので指名を受けないということは無いです。建設コンサルタント、測量業者さんは指名されないという入札に参加ができないのにご自身から辞められるかということ、なかなか制度から見て辞退をされることがないと思います。

竹下委員 ペナルティーになるから。

事務局 ペナルティーはありません。

松原会長 そのほかいかがでしょうか。特にございませんでしたらその他の案件をお願いします。

事務局 米子市測量等業務最低制限価格設定要領の改正を配っております。1枚目の方に変更箇所が朱書きしております。これは変更後のものになります。はぐっていただきますと新旧対照がございます。左が改正前、右が改正後です。測量業務の諸経費に掛ける率が4/10から4.5/10に変わった。土木関係建設コンサルタント業務(1)の一般管理費等に掛ける率が3/10から4.5/10にあがったというようなところを変更させていただいたというご報告です。これは平成29年4月から変更していますが、根拠としては、国の算出式が平成28年3月に、約1年前に変わったというものです。

松原会長 よろしいでしょうか。

竹下委員 ということは、市民にとってはどうなんですか。

事務局 1年遅れたことですか。

竹下委員 そうじゃなくて、変更に伴う税金の支出は。増えるんですか、それとも減る状況になるんですか。

事務局 最低制限価格の率の見直しということで、変更に伴いまして測量等業務の方の最低制限価格のラインが2から5%程度上がったという形になります。ただし、最低制限価格での失格というのは実際あまりないですので、これによって、極端に平均の落札率が上がるとか、そういったところの影響は少ないと思っております。

松原会長 ということでございます。委託業務における数値の変更。よろしいでしょうか。ということで本日の議題に関しては以上です。

竹下委員 ちょっとよろしいですか。郵便による工事希望型指名競争入札の実施についてというのがあるんですが、その中で7項目に発注する建設工事の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たすことというふうに書いてあるんです。その後の指名競争入札フローというところで、フローチャートが書いてあるんですが、5枚目です。このフローチャートのところでいいますと、市長が別に定める条件はどこに入るんですか。

事務局 先ほどの市長が別に定めるところというのは、通常は付けることがあまりないです。橋梁の補修の場合に、クラック補修の有資格者の在籍とか過去の施工実績等を発注段階で条件を付けることがございますので、申込段階で確認をするということですね。この流れの中では、申し込みから指名をする間に受注業者さんになれるかということを確認しているということでございます。

竹下委員 わかりました。こういったことはあまりないけど、シビアにやる場合もありうるという形で理解すればいいですか。

事務局 はい。

竹下委員 それともう一点お尋ねしたいんですが、私どもオンブズのニュースの中にたくさんあるんですが、市の関係者と業者による交換会が開かれている自治体もあるわけです。米子市は、交換会の開催があるか確認だけさせてください。

事務局 あります。

竹下委員 具体的にどういう場合に開催するのか。

事務局 市の方から何かアクションを起こすことはあまりありませんが、市内の建設業の団体さんであるとか、電気事業の団体さん、管工事の団体さんが、市の工事を受注するにあたって、疑問に思っていることや要望がある場合に要望書を持ってこられることがあります。そういった中で要望の趣旨の説明を受けたり、それについての発注者としての考えをお伝えするといった場面で意見交換ということになっています。毎年1回程度あり市長も出席する意見交換になっているということです。

竹下委員 内規での定めがあるんですか。それとも申し出があったから応じて、毎年繰り返し繰り返しやっていると判断していいですか。内規がありますか。

事務局 内規はございません。市内の団体さんから要望事項があるということに関して意見交換をしていますので、要望事項が無ければ開催が無いこともあったかと思えます。

竹下委員 私が問題にするのは、宮城県でこれが発覚しているんです。市の関係者が意見交換を毎年1回市役所で開催され、市幹部と発注や入札関連部署の担当幹部らが出席して毎年開いている形が公表されています。そういう事例が米子市でもあるのか。こういう形で公表されると、市民の視点から見ると、そこは通通でやっているんじゃないのと疑われかねないのでお尋ねしたんです。意味わかりますか。

事務局 先ほど石田係長が言いましたように、建設業協議会から正式に毎年要望書が提出されます。発注とか入札に関して市長に要望書を提出するそういう場になります。委員さんが言われるのは、例えば会食を前提としたり飲食をともにするようなケースはございません。また例えば、講演をしてくださいとかそういうような場合に、謝礼として会食を設けられる場合は服務上のことになりますので、厳正に対応をすることになります。総括の服務管理者は副市長になりますので、必ず許可が必要になりますし、おかしいものはストップをかけるようになります。

竹下委員 その場合には、交換会の内容そのものというのは情報公開の対象になるんですか。要するに公文書。担当者が作成したメモを含めて。

- 事務局 意見交換会は、今日も傍聴に来ておられました建設工業新聞さんも入られて、要望の内容、回答の内容が記事として全部載っています。そういった点では公表されている内容です。
- 竹下委員 それは工業新聞を購読している人しかわからないわけでしょう。関係者しか。
- 事務局 例えばそれは、文書公開請求をして対象になるかということでしたら、手続きをしていただければ出せるものです。
- 竹下委員 ということは文書化されているということですね。
- 事務局 そうです。要望書、お返しする回答書も文書化しています。
- 竹下委員 わかりました。
- 松原会長 はい。委員のみなさんそのほかよろしいでしょうか。
- 竹下委員 もう1点、すいません。予定価格の公表のあり方が問われているところでして、そういう点では、当市においても事前公表という形になっています。事前公表から事後公表にしようという自治体の動きが出ているんですが、これについての考えはどうですか。事前公表という形になっているから、考えといわれてもその通りですというしかないないと思うんですけれども。ここもいずれ事前公表のあり方というのが問われてくるんじゃないかというふうに考えています。というのは最低制限価格が上がってきているんで、その制限価格の中での競争という形が今特徴がある。古い話になるのは、1回目不調、2回目不調、3回目というような形でしていたけど、今はもう1回目落札という形が全てで、あとはくじ引きをするかという話になっていると思うんです。
- 事務局 なんととも言えないところですが。国の流れ、県の流れは事後公表に舵を切っていることは理解をしています。県もすべての工事をしているわけではないですし、国も発注は市町村が考えることというところもありますので、県や近隣の市町村の動向を見ながら、実際に住民サービスの停滞を招かないとか、総合的に判断する必要があります。予定価格の公表だけをとらえるわけにはいかないと思っています。国なり県内の流れにあらがうことは無いと思いますが、時期については不透明なところです。
- 松原会長 予定した時間になっております。米子市建設工事等入札・契約審議会のいつもの通りの委員のみなさんの非常に熱心な質疑に対して、市当局の真摯な回答も素晴らしいなと思っています。本日の内容については、以上でございます。委員の皆さんありがとうございました。事務局にお返しします。
- 事務局 本日は、お忙しい中、長時間ありがとうございました。審議会を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。お世話になりました。